

不利益処分の処分基準

1 処分名

いわき市小名浜港運動施設使用許可の取消し等

2 所管部課等名

いわき市商工観光部産業・港湾振興課 電話 22-1162

3 根拠条例等

いわき市小名浜港運動施設管理条例(昭和61年3月26日いわき市条例第3号)

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が、法令に違反する行為を行ったとき。

(2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定に基づき、使用の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは許可を取り消した場合で、その理由が同項第1号若しくは第2号のいずれかに該当し、又は災害その他緊急事態の発生により使用不能となつても、市は、損害賠償の責めを負わない。

4 処分基準

いわき市小名浜港運動施設管理条例(昭和61年3月26日いわき市条例第3号)第8条各号に定めるもののほか、許可を受けないで使用目的や内容を変更した場合についても、処分基準とする。

ただし、過去に使用許可の取消しをおこなった実績がないため、処分の対象とする変更の度合いについては設定できない。

5 聴聞手続(いわき市聴聞規則(平成6年いわき市規則第32号))又は弁明の機会の付与

ただし、行政手続条例(平成9年いわき市条例第1号)第13条第2項第1号に該当する場合はこの限りでない。

6 作成年月日等

(1) 作成年月日 平成9年9月10日

(2) 改正年月日 平成11年4月1日